

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 船舶からの廃棄物海洋投入処分の許可等

一 環境大臣の許可を受けてする船舶からの廃棄物の排出及び緊急に処分する必要があると認めて環境大臣が指定する廃棄物の排出を、船舶からの廃棄物の排出の禁止の適用除外とすること。（第十条第二項関係）

二 船舶から廃棄物の海洋投入処分をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならないこととすること。（第十条の六から第十条の八まで、第十条の十、第十条の十一関係）

三 廃棄物海洋投入処分の許可を受けた者は、廃棄物の排出海域の監視を行い、その結果を環境大臣に報告しなければならないこととすること。（第十条の九関係）

四 船舶から廃棄物を排出しようとする者は、当該廃棄物の船舶への積込み前に、海上保安庁長官の確認を受けなければならないこととすること。（第十条の十二関係）

第二 海洋施設からの廃棄物海洋投入処分の許可等

一 環境大臣の許可を受けてする廃棄物の排出を、海洋施設からの廃棄物の排出の禁止の適用除外とする

こと。(第十八条関係)

二 海洋施設から廃棄物の海洋投入処分をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならないこととする。 (第十八条の二第一項関係)

三 海洋施設から廃棄物を排出しようとする者は、当該廃棄物の海洋施設への積込み前に、海上保安庁長官の確認を受けなければならないこととする。 (第十八条の二第二項関係)

第三 船舶及び海洋施設における油、有害液体物質等及び廃棄物の焼却の規制

何人も、船舶又は海洋施設において、船舶又は海洋施設内において発生する油等以外の油等の焼却をしてはならないこととする。 (第十九条の二十六関係)

第四 海洋施設廃棄の許可等

一 環境大臣の許可を受けてする海洋施設の廃棄等を除き、船舶等を海洋に捨ててはならないこととする。 (第四十三条関係)

二 海洋施設を海洋に捨てようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならないこととする。 (第四十三条の二関係)

## 第五 報告徴収及び立入検査

環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、廃棄物の海洋投入処分及び海洋施設の廃棄に関し、報告を求め、立入検査を行うことができることとすること。（第四十八条関係）

## 第六 罰則

罰則に関し所要の規定の整備を行うこと。（第五十五条から第六十一条まで関係）

## 第七 施行期日等

- 一 この法律の施行期日について定めること。（附則第一条関係）
- 二 所要の経過措置を設けること。（附則第二条及び第三条関係）
- 三 南極地域の環境の保護に関する法律について所要の改正を行うこと。（附則第四条関係）